

# Tax Information



津島市良王町二丁目31番地の1  
津島税務署

## 役場での申告について

2月16日(水)から役場でも

臨時に確定申告会場を設け、受付を行います。会場は大変混み合いますので速やかに申告ができるよう、提出書類の確認等を事前に済ませて、下記「申告に必要なもの」を持参とおり開設します。

2月16日(水)～3月15日(火)  
午前9時～午後5時  
開設時間

•名鉄津島駅より徒歩20分  
•津島市役所より北へ徒歩3分  
•最寄りのバス停 津島市役所前(市役所南)

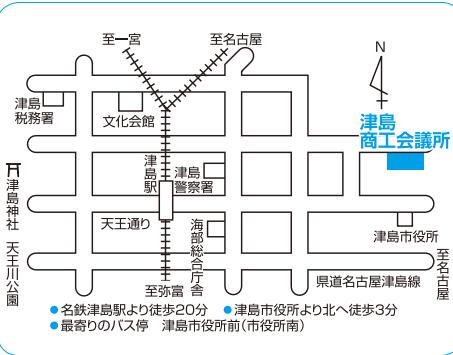
## 確定申告会場 開設のお知らせ

### ○申告書は 自分で書いてお早めに

津島税務署では、所得税、個人事業者の消費税等および贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

### 開設場所

津島商工会議所  
津島市立込町4丁目144番地



### 申告・納付の期限

3月15日(火)  
3月31日(木)

### 確定申告書の郵送先

〒496-187-20

### ②住宅借入金等特別控除

得がある方

### 個別に必要なもの

①給与所得、年金収入などの  
雑所得、一時所得のある方  
の確定申告

②町県民税申告

島税務署、津島商工会議所または本町役場からパソコンを使用して提出された方には緑色の封筒に入れてお渡ししてあります(など)

明書や領収書、障害者手帳、利用者識別番号通知書(平成21年分以前の所得税確定申告の支払金額の分かる控除証

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。

### 個人事業者の方の所得税・消費税確定申告のご相談は、商工会へ

中小企業の事業主の方々を対象に、所得税確定申告・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。

申告期限間近になりますと大変混み合いますので、できるだけ早い機会にお出掛けください。  
また、記帳でお悩みの方、新しく記帳を始める方、記帳について相談を受けたい方、白色申告の方もお気軽にお出掛けください。アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もこの機会にご相談ください。

日 時

2月10日(木)・18日(金)

24日(木)

3月2日(水)・8日(火)

午前9時30分～午後3時

場 所

商工会会議室(大治会館内)

問い合わせ先

商工会

☎(442)4511

http://www7.ocn.ne.jp/~ooharu/

## 2月は『家庭の日』県民運動強調月間

家族みんなが楽しく過ごせる家庭をつくりましょう。

お父さん、お母さん、子どもが持っている良さや個性を認めてあげていますか。家族団らんの時間を持つて、子どもの話に耳を傾け、対話をしましょう。

家庭は子どもにとって良い生活習慣を身に付け社会の決まりを守ろうとする心を育てる場です。

家庭の日は家族そろって楽しく過ごしましょう。

日ごろから病気の  
予防や健康づくり  
に努めましょう

医療費増加の最大の予防法  
は健康づくりです。

日ごろから地元に信頼できる「かかりつけ医」を決めておくと、病歴や体质などを把握してくれているので、治療効果も上がります。

ベッド数200床以上の大きな病院では、紹介状なしで受診すると初診料に特別料金が加算されるので、余計な医

医療費は年々増加しています。今ま増え続けると、国民健康保険制度そのものを維持することが困難になり、また保険税の値上げにもつながります。

医療費は、医療機関のかかり方、生活習慣病予防、健康管理等に注意することで節約もできます。日ごろから健康新聞に興味を持つて医療費を有効に使い、節約に努めましょう。

「かかりつけ医」を持ちましょう

病院を変えれば、また初診から始まり、同じような検査をいたずらに繰り返すだけです。一つの病気で複数の医療機関にかかることを「重複受診」といいます。

日ごろから地元に信頼できる「かかりつけ医」を決めておくと、病歴や体质などを把握してくれているので、治療効果も上がります。

ベッド数200床以上の大きな病院では、紹介状なしで受診すると初診料に特別料金が加算されるので、余計な医



まずは、毎日の生活習慣を見直して、十分な睡眠・栄養・適度な運動に努めしつかり自己管理することから始めましょう。

「大きな病院ほど安心」な気がしますが、大病院は待ち時間も長いので時間の無駄になることも。病気によってかかりつけ医と大病院をうまく使い分けるのがポイントです。

薬は用量・用法を理解して正しく使いましょう

お医者さんの指示に従い、薬の適切な用量・用法を守つてこそ効果があります。自分の判断で量を加減したり中止したりすると、薬が効かなくなったり、体にも悪影響を及ぼしたりする場合もあります。薬は正しく使いましょう。

重複受診はやめましょう

時間外・休日受診はなるべく避けましょう

診療時間外や休日の診療は、本来の診療費のほかに、割増料金が加算されます。

緊急の場合などのときはやむを得ませんが、なるべく診療時間内に受診するようにしましょう。

問い合わせ先  
役場 保健医療課  
内線 170

